

新規移住就業者家賃補助金のご案内

市内就業に伴い、新たに賃貸住宅を借りた方に対し、家賃の一部を補助します。

最大 月額 1～2万円 最長 24月～36月

【市内就業の要件】(①～④のいずれかに該当すること)

①農林水産業に就業	農林水産業に就業または 農林水産業の担い手として市長が認める者
②ア・保育所等に就職 イ・公共交通事業所に就職 ウ・高齢者施設等に就職	ア・令和6年1月1日以後に、市内保育所、認定こども園等に就職する 保育士または幼稚園教諭(公務員を含む。) イ・令和6年1月1日以後に、市内公共交通事業所に就職する運転士等 ウ・令和6年1月1日以後に、市内高齢者施設等に就職する介護従事者
③市内事業所等に就職 (上記②以外の事業所)	令和6年1月1日以後に、市内事業所に就職する者 雇用期間の定めのある労働者の場合は市長が認める者 市外への転勤の見込みがなく、公務員等ではないこと
④市内で起業	令和6年1月1日以後に、起業(個人事業経営)する者

【補助対象者】(次のすべてを満たす方)

- 異動の1年以上前から継続して市外に居住し※、転入理由は就学、転勤や赴任によるものではない。
- 就業日時時点で60歳未満である。
- 補助対象となる住宅に2年(①②は3年)以上定住する意思がある。
- 補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
- 公的扶助など他制度による補助金の交付を受けていない。
- 暴力団員等ではない。

※市外の大学等に進学し、1年以上市外に居住していた方が、卒業等から13月以内に市内就業した場合は補助対象となります。

【その他の要件】

- 市内就業するために新たに賃貸借契約を締結した物件である。
- 公的賃貸住宅(市営住宅等)、社宅・官舎・社員寮等ではなく、家賃の滞納がない。
- 3親等内の親族が所有する住宅ではない。

【補助金額(補助対象期間)】

①農林水産業に就業	最大 月額 20,000円 (36か月)
②保育所等・公共交通・高齢者施設等に就職	
③事業所等に就職	最大 月額 10,000円 (24か月) 子育て世帯加算 5,000円(子ども1人) 10,000円(子ども2人以上)
④起業	

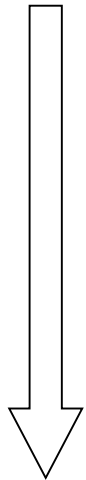
※子育て世帯:4月1日において18歳未満の子どもを養育する世帯

【対象となる費用】 賃料(共益費、駐車場代等は対象外)から住宅手当支給額を除いた額

【問い合わせ】大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

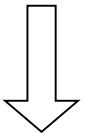
【手続きの流れ】

① **事業計画認定申請** 【申請者】 賃貸契約日から3か月以内に次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-5）
- 承諾書（別紙2-4）
- 賃貸借契約書の写し
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書、完納証明書）
- 1年以上市外に居住していたことが分かる書類（住民票、住民票除票）
- ※該当者のみ
 - （事業所に就職） 労働条件通知書の写しまたは就労証明書（別紙3）
 - （就農等） 所得を証明する書類または新規就業支援対象者であることを示す書類
 - （起業・開業） 登記事項証明書または開廃業届出等の写し
 - （市外大学等進学） 市外の大学等の在学または卒業を証明する書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

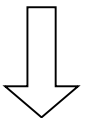
② **認定通知書交付** 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。



※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③ **家賃支払い等**

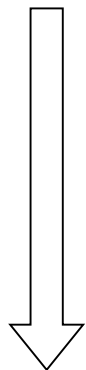


事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

認定から12か月経過した時点で1年目(12か月分)の交付申請手続きを行います。

④ **補助金交付申請** 【申請者】 次の書類を提出してください。(2年目以降も提出してください。)

(事業実績報告)



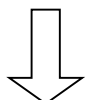
- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-5）
- 誓約書（別紙6）
- 家賃（12か月分）の支払いを示す書類の写しまたは家賃支払い証明書（別紙7）
- ※該当者のみ
 - 就労証明書（別紙3）
 - 給与所得のある世帯員全員の住宅手当支給証明書（別紙4）
 - 所得を証明する書類又は新規就業支援対象者であることを示す書類
 - 登記事項証明書又は開廃業届出等の写し
- その他市長が必要と認める書類

⑤ **交付決定通知書交付** 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。



○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑥ **請求**



【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦ **補助金の交付**

【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1 ✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp